
食肉科研/行政情報等発信サービス

No.153 2019/1/26

1 食品衛生法第11条第3項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質の一部を改正する件

1月22日、標記の件が、平成31年厚生労働省告示第10号として官報に登載された。

対象外物質として新たにカプリン酸グリセリル及びグリセリンクエン酸脂肪酸エステルが定められ、同日、厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官名をもって各検疫所長宛に通知が出された。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11130500/000472062.pdf>

2 JAS専門講習会終了

1月24～25日、食肉科研はフクラシア品川でJAS品質管理責任者等専門講習会を開催した。26日の格付検査担当者技能研修会の参加と併せて延べ71名が受講された。



2019/1/24 カビ相談センター 高鳥浩介先生